難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対して負担する額の算定に関する基準

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第一項の規定により毎年度国が都道府県に対して負担する額は、次に掲げる額のいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項及び第三項に基づく特定医療費の額から同法第十二条に基づき給付を行わないとした額を控除した額

二　特定医療費の支給に要する費用の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

○厚生労働省告示第四百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十二条の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十二条の規定による指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十二条の規定による指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法

一　七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る指定医療機関（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）が行う指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法の例による。

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定により医療に関する給付を受ける者に係る指定医療機関が行う指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法は、介護保険の介護給付費、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの取扱いの例による。

○厚生労働省告示第四百三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第四十条の規定に基づき、指定医療機関療養担当規程を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

指定医療機関療養担当規程

（指定医療機関の義務）

第一条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する指定難病の患者に対し特定医療を行う指定医療機関（同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十条に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、法の規定による特定医療を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

第二条　指定医療機関は、指定特定医療を受ける指定難病の患者（以下「受診者」という。）の診療を正当な理由なく拒んではならない。

（診療開始時の注意）

第三条　指定医療機関は、指定難病の患者又はその保護者（法第五条第一項に規定する保護者をいう。）から法第七条第四項に規定する医療受給者証を提示して受診者の診療を求められたときは、その医療受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第四条　指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をしなければならない。

（診療録）

第五条　指定医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿）

第六条　指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

（通知）

第七条　指定医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して医療受給者証を交付した都道府県に通知しなければならない。

一　受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二　受診者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第八条　指定医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス（訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護予防訪問看護に限る。）の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険又は後期高齢者医療の例によって（指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の例によって）」と、それぞれ読み替えて適用する。

（薬局に関する特例）

第九条　指定医療機関である薬局にあっては、第五条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

○厚生労働省告示第四百三十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第九条第二項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第九条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十八条第一項の規定に基づく療養生活環境整備事業の実施に必要と認められる額又は都道府県が療養生活環境整備事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額

二　療養生活環境整備事業の実施に要する費用の総額から寄附金その他の収入額を控除した額

○厚生労働省告示第四百三十九号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から適用する。ただし、第三十七条及び第三十八条の規定は、公布の日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久